

平成 29 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 執 行 役 金 子 忠 浩  
(コード番号 4716 東証第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 副 社 長 野 坂 茂  
兼 C F O  
(TEL. 03-6834-6666)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、定款の一部変更につき承認を求める議案を、下記のとおり平成29年8月23日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

- (1) 株主総会の招集権者および議長の柔軟な決定を可能とするため、現行定款第14条（招集権者および議長）につきまして、株主総会の招集権者および議長の選任方法等を変更するものであります。
- (2) 経営リスクマネジメントの観点から、有事の場合にも円滑な業務執行体制とするため、現行定款第35条第1項（代表執行役および役付執行役）につきまして、代表執行役の員数の上限を変更するものであります。

2. 変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表執行役を兼務する取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>代表執行役を兼務する取締役</u>に欠員または事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第 35 条</p> <p>取締役会の決議により、代表執行役 1 名を選定する。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定める取締役</u>がこれを招集し、<u>あらかじめ取締役会が定める取締役または執行役</u>がその議長となる。</p> <p>② <u>前項のあらかじめ取締役会が定めた議長となる取締役または執行役</u>に欠員または事故があるときは、<u>取締役会は速やかに議長となる他の取締役または執行役を選任するものとする。</u></p> <p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第 35 条</p> <p>取締役会の決議により、代表執行役 1 名<u>または複数名</u>を選定する。</p>

以上